（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条　法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　容器（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ　可燃性ガス又は毒性ガスの充塡容器等により貯蔵する場合は、通風の良い場所ですること。

ロ～ホ　［略］

ヘ　一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充塡可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充塡可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された充塡可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。

ト　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充塡可能期限年月を経過したもの（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充塡可能期限年月を定めないものを除く。））を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された充塡可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。

三　高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ　容器保安規則第二条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、通風の良い場所ですること。

ロ　前号ヘ及びトの基準に適合すること。

（検査を要しない輸入高圧ガス）

第四十六条　［略］

2　法第二十二条第一項第四号の経済産業省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

四　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器内における高圧ガスを輸入する場合

五　［略］

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条　法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　容器（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ　可燃性ガス又は毒性ガスの充塡容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。

ロ～ホ　［略］

ヘ　一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充塡可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充塡可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充塡可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過した月を経過したもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。

［新設］

三　高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、前号への基準に適合すること。

［新設］

［新設］

（検査を要しない輸入高圧ガス）

第四十六条　［略］

2　法第二十二条第一項第四号の経済産業省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

四　国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内における高圧ガスを輸入する場合

五　［略］